

特定非営利活動法人
化学物質過敏症支援センター理事長 様

(保 福)
(保 予)
平成16年2月23日

群馬県知事 小寺弘之
(保健福祉課)
(保健予防課)



保健所についての要望書について

平成16年1月19日付で、貴職から提出されました標記要望につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 望	回 答
1. 化学物質による健康影響等、関連する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全員が知識、理解を深めること。	シタハウス連絡会議において、情報収集や啓発活動に努めている。
2. 学校を含む公共施設における室内環境の保全のために担当部局へ働きかけて、連携して取り組むこと。 ①公共施設の建設・管理担当部局の職員に対して過敏症の知識の理解を深めること。 ②公共施設の室内空気濃度の定期測定のほか、新築・改修工事後、備品搬入後等、必要に応じて臨時測定を行うこと。厚生労働省の指針値を超えていた場合は、原因を明らかにした上で適切な対策を行うこと。 ③公共施設の禁煙化を推進すること	全庁的に構成された「公共施設における化学物質問題検討会議」において、公共施設における化学物質問題への共通の理解を深めるとともに対策を推進している。 ①上記のとおり知識の理解を深めている。 ②県立高校等の新築・改築工事後、必要に応じて室内空気濃度検査を実施し、適切な対応をしている。 ③喫煙対策に関するガイドラインを改正し、空間分煙の確保及び可能な範囲での禁煙に努めている。
3. 教育委員会、学校、学校医、学校薬剤師と連携し過敏症について情報交換を行い、発症している生徒就学対策や発症予防に取り組むこと。	学校関係者と保健所福祉事務所との連絡を密にして情報の共有を図り、児童生徒の健康増進に努めている。
4. 建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くで工事が行われる場合、できる限り有害化学物質を減らしたり、工事期間中の避難場所を確保する等の取り組みを行うこと。	建築・土木工事担当部局では、できる限り有害化学物質をしない工事を実施しており、今後も推進する。
5. 福祉、労働の部局と連携し、発症者の就労対策に取り組むとともに、就労が困難な場合の生活保護の手続きが支障なく進むよう取り計らうこと。	保健福祉部と商工労働部との連携に配慮する。 生活保護を担当する福祉事務所は保健所との統合組織である保健福祉事務所として保健と福祉が連携して事務を円滑に行っている。
6. 過敏症の発症者が、年齢別健康診断（乳幼児検診、がん検診等）等の公共サービスが受けられるよう、実施場所において個別に対応がとられるよう取りはらうこと。	住民に直結した健診等のサービス主体は分権化により市町村へ移譲されているが、過敏症に関する啓発活動に努める。
7. 医師会、医療機関と連携し、過敏症発症者が身近な医療機関で他の疾患を含めて受診できるよう取りはからうこと。	過敏症に関するパンフレットの配布など啓発活動に取り組んでおり、今後も推進する。
8. 発症者居住地の周辺住民に対し、過敏症への理解と協力を求めること。	
9. 化学物質が健康へ与える影響等について、学習会等により市民へ啓発すること。	

※化学物質過敏症及びシタハウス症候群を「過敏症」と略記。